

## 第3回入善町農業委員会議事録

令和5年10月5日午後1時30分から第3回入善町農業委員会が4F全員委員会室で開催された。

委員定数 18名            委員現在数 18名

出席委員 16名

1番 五十里 章	2番 廣 清 奈緒美	4番 森 下 さゆり	5番 森 下 吉 光
6番 上 田 幸 嗣	7番 西 川 信 一	8番 竹 田 隆 浩	9番 嶋 先 良 昭
10番 安 藤 清 雅	11番 小 林 真 一 郎	12番 米 山 義 隆	13番 坪 野 和 夫
14番 前 田 俊 彦	15番 永 山 美 和	16番 亀 田 英 司	17番 上 野 好 雄
18番 田 中 吉 春			

欠席委員 1名

3番 寺 田 晴 美

本会議に、議案の説明のため出席した者の職、氏名は次のとおり。

入善町農業委員会	事務局長	長 島 努
入善町農業委員会	係 長	清 水 弘 美
入善町農業委員会	主 事	上 原 祐 里 奈
入善町農業委員会	主 事	南 茂 和 佳 菜

議事日程及び本日の会議に付した案件は次のとおり

日程第1	会期及び議事日程の件
日程第2	議事録署名委員決定の件
日程第3	議案第5号 農地法第3条の規定による許可申請について
日程第4	議案第6号 農地法第5条の規定による意見進達について
日程第5	議案第7号 農用地利用集積等促進計画案に意見を付す件について
日程第6	議案第8号 入善農業振興地域整備計画変更案に意見を付す件について

議長（米山 義隆）

皆さんお疲れ様です。稲刈りはほぼ終了したかところであります。皆さんもご存知の通り、今年の作柄には、この猛暑酷暑による影響が出まして、今現在でも24%台程の一等米比率であるといえます。JAごとには違いますが、みな穂管内は非常に厳しい状況にあると感じております。コシヒカリがいかに暑さに弱いかが分かったということであり、来年度においても天候は変わることはないと思いますので、どういう作り方、どういう品種にしていけばいいか、JAや県に色々と考えていただきたいです。農業者がより良い稲作ができるよう、来年度に向けてお願いしていきたいと思っております。

それによる収入減が一番大きく、ウクライナ情勢の影響で様々なコストが高くなっている中、米の値段の下落は非常に大きいです。この幅はどうやって補えばいいのかというところでは、大変なところにあります。

こういったことも含めて、今月は5地区で農業委員会と農業者との意見交換会を予定しております。その中でも話しながら、今後の農業の進め方について色んな意見を出していただければと思っております。

感染症もまだ流行っておりますので、体調管理に気をつけていただきたいと思っております。秋の刈り入れも終わりました、色んな行事が盛んにありますので、そういった部分においても、体調管理をよろしく

お願いしたいと思います。

それでは議案にしたがって進めさせていただきます。順序に従いまして日程第1、会期及び議事日程の件を議題といたします。会期を本日1日限りとし、日程は第1より第6の終了までといたしたいと思います。ご異議ございませんか。

(全員 「異議なし」の発言あり)

議長(米山 義隆)

異議なしとの発言がありますので、会期を本日1日限りとし、日程は議事終了までと決定いたします。

―― 議事録署名委員決定の件 ――

議長(米山 義隆)

次に、日程第2、議事録署名委員決定の件を議題といたします。5番森下吉光委員と6番上田委員に決定したいと思います。ご異議ございませんか。

(全員 「異議なし」の発言あり)

議長(米山 義隆)

異議なしとの発言がありますので、ご両名に決定いたします。

議長(米山 義隆)

次に、日程第3、議案第9号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。なお、今回の3条の許可申請は2件ありますが、うち1件は委員に関係する案件がありますので、1件ずつ審議と採決を行いたいと思いますので、よろしく願いいたします。永山委員にはご退室をお願いします。それでは申請番号1番について説明をお願いいたします。

事務局

議案第5号、農地法第3条の規定による許可申請について、次の通り許可申請があったので審議を求めます。

申請番号1番、農地の所在地は、入善町青木〇〇の1筆で、台帳地目、現況地目はともに田、面積は260㎡です。申請地の位置図は、議案書の2ページをご覧ください。

譲渡人は、富山市栄新町〇〇の〇〇さん、譲受人は、入善町青木〇〇の〇〇さんです。申請地はもともと譲受人が耕作しており、譲受人へ所有権移転するため、今回の申請に至りました。申請地は他の田と仲間田になっており、申請地とその周辺は譲受人が耕作していらっしゃいます。

許可要件の確認ですが、農機具、通作距離等を総合的に考慮すると、譲受人は全ての農地を効率的に利用できること、農作業に必要な日数について、農業従事していると認められること、譲受人の農地取得後も、周辺の農地利用に支障が生じないと認められること等から要件を満たしております。農業委員による意見書の確認印は、西川委員にいただいております。

議長(米山 義隆)

ありがとうございました。

それでは、現地の確認を行った委員から補足説明をお願いいたします。

西川委員

事務局の説明のとおりです。譲渡人は、もう富山市に住んでいてここにおられず、長い間〇〇さんが作っておられたということでもあります。

議長（米山 義隆）

それでは、質疑、応答、討論を同時に行います。ご発言をお願いいたします。

前田委員

農地には、畦畔はあるのですか。

西川委員

仲間田になっていて、畦畔はありません。

議長（米山 義隆）

他に何かございませんか。では、質疑、応答、討論が尽きたものと認めます。

よって、これより本案件の採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（米山 義隆）

異議なしと認めます。それでは、これより採決を行います。

議案第5号、農地法第3条の規定による許可申請について、申請番号1番を、原案どおり許可することに、ご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（米山 義隆）

全員異議なしの声によりまして、本案を原案どおり許可することに決定いたします。

議長（米山 義隆）

続きまして、申請番号2番の審議に入ります。永山委員は席にお戻りください。それでは申請番号2番について説明をお願いいたします。

事務局

続きまして申請番号2番、農地の所在地は、入善町青木〇〇の1筆で、台帳地目、現況地目はともに田、面積は3,050㎡です。

譲渡人は、申請番号1番と同じ、富山市栄新町〇〇の〇〇さん、譲受人は、入善町青木〇〇の〇〇さんです。申請地はもともと譲受人が耕作しており、譲受人へ所有権移転するため、今回の申請に至りました。

許可要件の確認ですが、農機具、通作距離等を総合的に考慮すると、譲受人は全ての農地を効率的に利用できることと見込まれること、農作業に必要な日数について、農業従事していると認められること、譲受人の農地取得後も、周辺の農地利用に支障が生じないと認められること等から要件を満たしております。農業委員による意見書の確認印は、西川委員にいただいております。

議長（米山 義隆）

ありがとうございました。

それでは、現地の確認を行った委員から補足説明をお願いいたします。

西川委員

1番の申請と同様であります。これも以前から、〇〇さんが耕作をしております。その関係で売買されたいということです。

議長（米山 義隆）

それでは、質疑、応答、討論を同時に行います。ご発言をお願いいたします。

議長（米山 義隆）

何かございませんか。では、質疑、応答、討論が尽きたものと認めます。  
よって、これより本案件の採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（米山 義隆）

異議なしと認めます。それでは、これより採決を行います。  
議案第5号、農地法第3条の規定による許可申請について、申請番号2番を、原案どおり許可することに、ご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（米山 義隆）

全員異議なしの声によりまして、本案を原案どおり許可することに決定いたします。

議長（米山 義隆）

次に、日程第4、議案第6号、農地法第5条の規定による意見進達についてを議題といたします。事務局から説明をお願いいたします。

事務局

議案書の3ページをご覧ください。議案第6号「農地法第5条の規定による意見進達について」、次のとおり許可申請があったので審議を求めます。今回は1件の申請があります。

申請番号1番、譲渡人は入善町福島〇〇の〇〇さん、譲受人は黒部市荻生〇〇の〇〇さん、申請地は入善町福島〇〇外1筆。台帳地目は田、合計面積は676㎡で、転用目的は一般住宅敷地です。

譲受人の〇〇さんは、現在黒部市で生活していますが、申請人である〇〇さんの娘さんと結婚し、奥さまが妊娠されたことから、奥さまの実家付近に住宅を新築する計画です。

申請面積は676㎡で、住宅、自家用車2台分の車庫、来客者駐車場、車の旋回スペース、通路及び庭として利用するための面積です。

排水につきましては、生活排水等は下水道に接続し、雨水排水は隣接する実家の敷地にある既存の排水路を通して北西方向にある用悪水路に流す予定です。

一般住宅としての目安の面積500㎡を超えていますが、子どもが生まれた時に、妻の実家の両親に面倒を見てもらいたいと希望しており、子供が敷地内で遊びつつ、道路に出ることなく安全に祖父母の家を行き来できるような敷地の確保、さらに将来的には妻の両親の老後の世話をやりたいと考えておられるため、計画上、農地1筆分の面積では足りないこと、申請地は道路と宅地に囲まれ、従来から耕作のしにくい農地で、これを分筆した場合、小さく不整形な残地が生じることから、一般住宅面積の例外に該当し、申請地2筆全てを利用することとしています。

申請地につきましては、第1種農地ではありますが、転用目的が「一般住宅敷地」であり、転用許可基準が「申請地に代えて周辺の他の土地を供することにより事業の目的を達成することができると認められない（集落接続）」の項目に適合すると認められることから、農地の区分と転用目的には問題がないと考えます。

また、申請地につきましては、令和5年8月3日に除外済であり、入善土地改良区の同意書等も添付されていることから、本案件は転用可能と考えます。

農業委員の意見書は小林委員にいただいております。以上1件、ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

議長（米山 義隆）

ありがとうございました。

それでは、現地の確認を行った委員から補足説明をお願いいたします。

小林職務代理人

私が確認をしたのは8月9日であります。譲渡人である〇〇さんにお話を聞き、現場も確認してきたところです。

事務局が言った通りですが、譲渡人の〇〇さんは娘婿であって、譲渡人の近くに家を建てたいということで、この〇〇さんは〇〇の組合員でもあって、全ての農地については〇〇が耕作をしており、1haあまりの農地があるのですが、このように小さな田はこの該当農地だけであるということと、〇〇さんとしても他の整形田を一部転用されるよりは、このような小さい田を転用してもらった方が有意義であるというように、〇〇からの了解も得ているということとあります。個人住宅の転用の基準というのは500㎡までとなっていますが、500㎡未満で農地を切り取っても残る面積が非常に小さいということで、1筆全体を転用することはやむを得ないと確認したところであります。以上です。

議長（米山 義隆）

ありがとうございました。では、議案第6号「農地法第5条の規定による意見進達について」の質疑、応答、討論を同時に行います。ご発言をお願いいたします。

議長（米山 義隆）

何かございませんか。では、質疑、応答、討論が尽きたものと認めます。

よって、これより本案件の採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（米山 義隆）

異議なしと認めます。それでは、これより採決を行います。

議案第6号「農地法第5条の規定による意見進達について」を、原案どおり県知事へ進達することに、ご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（米山 義隆）

全員異議なしの声によりまして、本案を原案どおり県知事に進達することに決定いたします。

議長（米山 義隆）

次に、日程第5、議案第7号、農用地利用集積等促進計画案に意見を付す件についてを議題といたします。事務局から説明をお願いいたします。

事務局

議案第7号「農用地利用集積等促進計画案に意見を付す件について」、入善町から提出になった農用地利用集積等促進計画案について、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、その意見を求めます。

農地の所有権移転については、農地法第3条によるものと、農地中間管理機構の農地売買等事業いわゆる特例事業を利用した農業経営基盤強化促進法によるものがあります。

特例事業は、農業振興地域内の農用地区域内の農地であることや、転用・転売目的の所有権移転でないこと、買い手が安定した農業経営に従事する就農者であること等の条件を満たせば、農業経営基盤強化促進法の農用地利用集積等促進計画による所有権移転を適用でき、売り手は譲渡所得税の特別控除を、買い手は不動産取得税や登録免許税の軽減を受けることができるというメリットがあります。

議案第7号の所有権移転は、この特例事業を利用した所有権移転です。

なお、農用地利用集積等促進計画を定める場合、機構が必要と認めるときは、町が案を作成し、農業委員会の意見を聴くものとなっております。

今回は1件の申し出があり、所有者の〇〇さんから県農林水産公社に所有権移転された後、〇〇さんに売り渡される予定のものです。

以上、よろしくお願ひします。

議長（米山 義隆）

では、質疑、応答、討論を同時に行います。ご発言をお願いいたします。

小林職務代理者

この農地の耕作者は〇〇さんなのですか。

事務局

いえ、現在は〇〇さんが耕作しており、〇〇さんが受けることとなりました。

議長（米山 義隆）

他に何かございませんか。では、質疑、応答、討論が尽きたものと認めます。よって、これより本案件の採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（米山 義隆）

異議なしと認めます。それでは、これより採決を行います。

議案第7号、農用地利用集積等促進計画案に意見を付す件についてを、原案どおり決定することにご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（米山 義隆）

異議なしと認めます。よって、本案件は原案どおり決定することといたします。

議長（米山 義隆）

次に、日程第6、議案第8号、入善農業振興地域整備計画変更案に意見を付す件についてを議題といたします。事務局から説明をお願いいたします。

事務局

入善農業振興地域整備計画変更案に意見を付す件について、入善町から提出になった入善農業振興地域整備計画変更案について、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2の規定により、意見を求めます。

申請番号1番、除外対象地は入善町神子沢〇〇の計1筆、地目は田、面積は493㎡です。除外願出者は入善町神子沢〇〇の〇〇さんで、除外後の用途は一般住宅敷地です。

申請人の〇〇さんは、既存地の神子沢〇〇、申請地のすぐ東側で家族と生活していますが、住宅は築60年を越えて老朽化が進んでいることから、住宅を建て替える必要があります。しかし同じ場所で建て替えるには、敷地の埋め立てが必要となること、また住宅に出入りする宅道の幅が狭く通行に不便があることなどから、自己所有の申請地に住宅を移転する計画です。

申請面積は493㎡で、住宅、車両2台分のカーポート、庭及び通路として利用するために必要な面積です。

生活排水は、既存の下水道本管に接続して排水し、雨水排水は、申請地北側の既存用悪水路に排水します。

除外要件については、生活の拠点を大きく変更したくないという考えから、既存地を起点に半径100m以内で検討したところ、既存地に隣接する申請地が最も適しており、農用地区域以外の土地をもって代えることが困難と認められ、除外可能と考えます。

続きまして申請番号2番、除外対象地は入善町下飯野〇〇の計1筆、地目は田、面積は904㎡です。除外願出者は入善町下飯野〇〇の〇〇さん、譲受人は入善町下飯野〇〇の〇〇さんで、権利設定は譲り受

け、除外後の用途は資材置場敷地です。

譲受人の〇〇さんは、飯野地区で土木工事、造園工事、解体工事及び不動産関係の事業を行う会社です。事業拡大に伴い管理する資材が増えて既存の資材置場が手狭になり、駐車スペースがなくなっていることから、新たな敷地が必要となり、今回の申請に至りました。

申請面積は904㎡で、主にダンプカー等の社用車7台分の駐車スペースとして、また車両の通行スペース及び資材置場として利用するために必要な面積です。

雨水排水は、申請地南側の既存用悪水路に排水します。申請地に隣接する農地の下飯野〇〇は〇〇さん、下飯野〇〇は〇〇さんが耕作しておられます。今回、隣接耕作者からの意見として、犬走りを設けてほしいという内容で、同意を得ています。

除外要件については、拠点となっている下飯野の会社を起点に半径100m以内で検討したところ、必要な面積を確保でき、かつ会社のそばで社用車を管理するのに利便性が保たれる申請地が最も適していることから、農用地区域以外の土地をもって代えることが困難と認められ、除外可能と考えます。

以上2件です。よろしく申し上げます。

議長（米山 義隆）

他に何かございませんか。では、質疑、応答、討論が尽きたものと認めます。

よって、これより本案件の採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（米山 義隆）

異議なしと認めます。それでは、これより採決を行います。

議案第8号、入善農業振興地域整備計画変更案に意見を付す件を、原案どおり決定することにご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（米山 義隆）

異議なしと認めます。よって、本案件は原案どおり決定することといたします。

議長（米山 義隆）

以上で本日の議題は全て終了いたしました。その他、何かご意見等はございませんか。

田中委員

犬走りの話ですが、これからスタンダードな話としていく感じでしょうか。

議長（米山 義隆）

私の意見として、管理する上ではやはりつけていただいた方がいいとは思いますが。ただ費用をどこがもつか、その辺の話し合いでは、農業委員が立ち会う可能性もあるかなとは思いますが。最終的には、耕作者と地権者との話し合いで決めていただくのが基本だと思います。おそらくその中で調整する場面も出てくるかというようなことはありますが、やはり管理の面で言えば、つけていただいた方がいいかなというふうに思います。

田中委員

はい、ありがとうございました。

小林職務代理者

前からお話しているように、除外の時にこの議論をしないといけないんですよね。後から外側に犬走りをつけるというのは、またそこを除外してからでないといけないので、この時点で内側につけるのか、犬走りは畦畔だから農地の一部だという形で認めるのか、議論しなくちゃいけないので、その時点では我々委員は、現場も見なければ、この議案書だけなんですよね。そういうこともあると皆さんに理解していただければと思います。

議長（米山 義隆）

事務局に聞いてみますが、現場確認する時は写真を撮っていますか。

事務局

撮っています。

議長（米山 義隆）

とある委員会だと、写真も見たりしているようで、でない現状が分からないと。そういうこともまた思っていたいただければと思います。

事務局

分かりました。

議長（米山 義隆）

他に何かございませんか。それでは私の方から2点ほど、冒頭でもお話しましたが、農業委員会との意見交換会について、10月18日を皮切りに31日まで5地区を回る予定にしております。会場の設営や打ち合わせ等も含めて早めに集合いただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

10月18日は舟見・野中地区、10月24日は小摺戸地区、10月25日は入善地区、10月31日は上原地区という予定になっておりますので、各委員にはよろしくお願いいたします。

それから、来月ですが11月の8日9日で、農業委員会の視察研修ということで、岐阜の方で計画しておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは事務局から何かありますか。

事務局

はい、事務局です。視察研修の件ですが、どうしても都合が悪い方につきましてはご連絡いただければと思います。

配布物ですが、お手元の方にアグリとやま、農業委員会研修大会の開催要領をお配りしました。こちらは11月16日の午後1時半から射水市で開催されます。バスを用意いたしますので、12時に役場出発ということで集合いただければと思います。来月の総会で出欠を取りますので、よろしくお願いいたします。

議長（米山 義隆）

その他、何かご意見等がございますか。では、特にご意見等がないようですので、これをもちまして第3回入善町農業委員会を閉会いたします。

今回は、令和5年11月2日木曜日、午後1時30分から行う予定ですのでよろしくお願いいたします。

（閉会 午後2時10分）